

# 川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年6月30日 午後2時
- 3 閉 会 平成26年6月30日 午後4時10分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長佐藤嘉晃、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良、教育財務課副参事井上敏秀、文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長西島昭善

## 8 前回会議録の承認

平成26年度第2回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

委員長

議案第12号及び議案第13号は関連のある議事であることから、一括での説明をお願いしたい。

### 日程第1 議案第12号 川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

本規則は、地方自治法の規定に基づき、行政能率の向上、行政の一体性の確保のため、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させるための規定である。

現行では有料学校施設（水泳プール）の使用許可及び開放学校施設の利用許可に関することを、文化スポーツ部長及びスポーツ振興課長に補助執行させていたが、平成22年度包括外部監査の結果報告により、管理責任者が定められていないとの指摘から、文化スポーツ部長及びスポーツ振興課長に補助執行させる事務を有料学校施設（水泳プール）の使用許可を使用し、開放学校施設の利用許可を利用に改正しようとするものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 日程第2議案第13号 川越市学校施設使用規則の一部を改正する規則を定めること について

参事兼スポーツ振興課長

平成22年度包括外部監査において、川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき、市長部局で補助執行している開放学校施設利用許可の事務において、川越市学校施設使用規則の規定と、実際の運用が合致していないことが指摘されたことから、開放学校施設運営委員会の設置及び開放学校施設の利用手続等に関する規定を実際の運用に対応した内容に改正しようとするものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。

委員

学校開放の利用状況については、登録団体が多く新規登録が困難な学校がある一方、登録が少なく新たに利用しやすい学校もあり、利用状況に偏りがあると聞いているが、登録の際には市全体の状況を見ながら調整ができるような仕組みは考えられないか。

参事兼スポーツ振興課長

現状では、市に問い合わせいただいた場合には、別の学校を確認し空いている所の開放委員長に連絡を取り、紹介しているところである。今後は、市全体の登録状況を再確認して調整できるようにしていければと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 日程第3議案第14号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

## 日程第4議案第15号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 日程第5議案第16号 川越市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 日程第6議案第17号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

教育総務課課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされている。また、同条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有す

る者の知見の活用が義務付けられていることから、「川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会」を設置し、委員の選任を行うものである。

委員の選任については、平成25年度までは委嘱としていたが、附属機関に準ずるものの見直しにより、今年度から変更したものである。

今年度の委員については、神林邦子氏、瀬沼進一氏、成松恭平氏の3名であり、神林氏及び瀬沼氏においては昨年に引き続きお願いしようとするものである。

なお、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する今後のスケジュールは、点検評価委員会を7月中旬にかけて2回程度開催し、点検・評価の内容に関して頂いた各委員からの意見を付した素案を7月の教育委員会定例会で協議していただく予定である。さらに、8月の教育委員会定例会における議案審議を経て、平成26年川越市議会第5回定例会（9月議会）に報告書を提出したのち、市ホームページ等により公表しようとするものである。

#### 委員

昨年度の教育委員会会議において、委員の選任に当たっては文化財関係の分野からも選任できるようお願いしたと思うが、今回、新たに選任する委員は文化財関係の分野の方であるのか伺いたい。

#### 教育総務部長

文化財関係の専門ではないが、市長部局で実施している事務事業評価の外部評価をされており、市の様々な分野の事業を評価している外部評価の状況を見ても、広範な分野に渡って見識を持っている方であることが確認できる。この様なことから、点検評価懇話会においても、教育分野をはじめ文化財関係の分野でも様々な意見がいただけるものと判断し選任したところである。

#### 委員

広範な分野に渡って見識のある方で点検評価においても総合的に見れるのであれば、来年度以降の委員の構成は教育分野、文化財分野及び総合的に見識を持った方という形にした方がバランスが取れるものと考えため検討して頂きたい。

#### 委員長

報告事項(2)から(10)までは、公立学校の大規模改造工事、大規模改造電気設備工事、大規模改造給排水設備工事請負契約に係る報告であることから、一括での説明をお願いしたい。

#### 副部長兼教育財務課長

報告事項(2)から(10)の内容については、今年度実施する小学校2校、中学校2校の大規模改造工事の内、契約の金額が三千万円以上のものである。

### (2) 川越市立牛子小学校大規模改造工事請負契約について

#### 副部長兼教育財務課長

川越市立牛子小学校大規模改造工事として、外壁改修工事、屋上防水改修工事、

内部改修工事、トイレ改修工事に係る工事請負契約を契約金額128,088,000円で初雁興業株式会社代表取締役関根勇治と締結したものであり、工期は平成26年6月5日から同26年10月10日までとするものである。

委員

最近の動向を見ると建築費は上昇しているようだが、入札においても反映されているのか。

副部長兼教育財務課長

当該大規模改造工事は、平成26年3月の補正予算において計上し、今年度に繰越明許しているものであるため、設計額も最新の状況に近いものとなっている。

委員

大規模改造工事は授業に支障を来さないよう夏季休業期間を中心に行うなどの対策が講じられているが、工期が遅れるようなことはないのか。

副部長兼教育財務課長

工期を厳守することを前提に契約を締結しており、音などにより授業に支障を来さないよう考慮した工期を設定しているため問題ないものと思われるが、遅れることのないよう進捗状況を確認していきたい。

委員

学校施設においてはトイレ改修工事やエアコン設置の要望がある中で、今後の大規模改造工事の考え方について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

大規模改造工事については平成25年度から10年間の計画で実施しているところである。また、トイレ改修工事についても国の補助が活用できることから平成25年から実施している。大規模改造工事とトイレ改修工事はいずれも重要な工事となっており、今後も予算確保を含めて計画的に実施していきたい。

### (3) 川越市立牛子小学校大規模改造電気設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立牛子小学校大規模改造電気設備工事として、幹線・動力設備工事、電灯・コンセント設備工事、弱電設備工事、自動火災報知設備工事に係る工事請負契約を契約金額32,940,000円で株式会社岡島電気商会代表取締役岡島光孝と締結したものであり、工期は平成26年6月4日から同26年10月10日までとするものである。

### (4) 川越市立福原小学校大規模改造工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立福原小学校大規模改造工事として、外壁改修工事、屋上防水改修工事、内部改修工事、トイレ改修工事に係る工事請負契約を契約金額122,266,800円で堀尾建設株式会社代表取締役堀尾泰崇と締結したものであり、工期は平成

26年6月3日から同26年10月10日までとするものである。

(5) 川越市立福原小学校大規模改造電気設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立福原小学校大規模改造電気設備工事として、幹線・動力設備工事、電灯・コンセント設備工事、弱電設備工事、自動火災報知設備工事に係る工事請負契約を契約金額42,984,000円で株式会社おぎでん代表取締役荻野勝治と締結したものであり、工期は平成26年6月4日から同26年10月10日までとするものである。

(6) 川越市立福原小学校大規模改造給排水設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立福原小学校大規模改造給排水設備工事として、衛生設備工事、給排水設備工事、消火設備工事、冷暖房設備工事に係る工事請負契約を契約金額47,444,400円で株式会社牛村水道工業代表取締役牛村實と締結したものであり、工期は平成26年6月4日から同26年11月28日までとするものである。

(7) 川越市立城南中学校大規模改造工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立城南中学校大規模改造工事として、外壁改修工事、内部改修工事、トイレ改修工事に係る工事請負契約を契約金額117,720,000円で沢建工業株式会社代表取締役沢田和也と締結したものであり、工期は平成26年6月3日から同26年10月10日までとするものである。

(8) 川越市立城南中学校大規模改造電気設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立城南中学校大規模改造電気設備工事として、幹線・動力設備工事、電灯・コンセント設備工事、弱電設備工事、自動火災報知設備工事に係る工事請負契約を契約金額33,480,000円で株式会社電成社代表取締役山口裕と締結したものであり、工期は平成26年6月4日から同26年10月10日までとするものである。

(9) 川越市立城南中学校大規模改造給排水設備工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立城南中学校大規模改造給排水設備工事として、衛生設備工事、給排水設備工事、消火設備工事、冷暖房設備工事に係る工事請負契約を契約金額51,084,000円で日開設備工業株式会社代表取締役小野澤明美と締結したものであり、工期は平成26年6月4日から同26年10月10日までとするものである。

(10) 川越市立寺尾中学校大規模改造工事請負契約について

副部長兼教育財務課長

川越市立寺尾中学校大規模改造工事として、外壁改修工事、屋上防水改修工事、

内部改修工事、トイレ改修工事に係る工事請負契約を契約金額117,644,400円で三光建設株式会社代表取締役栗原雄一と締結したものであり、工期は平成26年6月3日から同26年10月10日までとするものである。

#### (11) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について

副部長兼教育財務課長

放課後児童健全育成事業は、本市では学童保育事業として位置付けているところであるが、今後、その設備及び運営に関して条例を定める必要が生じたため、その概要について資料を基に説明するものである。

趣旨については、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施される予定となっている。新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることとなっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準について、国の定める基準を踏まえ自治体ごとに条例で定めることとされたものである。次に内容については、条例を定めるに当たり、厚生労働省の基準に従い定めるもの（従うべき基準）と、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるもの（参酌すべき基準）がある。従うべき基準は、国が定めた基準に必ず適合しなければならない基準で、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、省令と異なる内容を定めることは許されていない。参酌すべき基準は、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、省令と異なる内容を定めることが許容されるものとされている。本市では、検討の結果、厚生労働省令で定められた基準を上回る内容又は異なる内容を定める程の特段の事情や地域性は認められないことから、基準（案）においては、児童の集団の規模に係る規定を除き、厚生労働省令に定める基準と同様の内容としようとするものである。次に施行期日であるが、法では平成28年4月1日までの間において政令で定める日となっているが、現在、国においては平成27年4月を予定しているとのことである。なお、当該基準については、条例で規定することを予定しているが、内容により規則で規定する場合がある。

基準（案）の概要であるが、従うべき基準については、従事する者の基準と員数の基準がある。従事する者の基準は、国の基準では主なものとして、保育士、社会福祉士、教員免許などの資格を有し、県の研修を修了した者となっている。員数については、原則として2人以上を配置し、内1人以上は有資格者となっている。本市の基準としては、国の基準を上回る基準とすべき事情等はないことから、従事する者の基準及び員数のいずれも、国の基準のとおりとしようとするものである。また、参酌すべき基準についてであるが、施設・設備の国の基準は、遊び及び生活の場としての機能と静養の場の機能を備えた専用区画を設けること。面積は、児童1

人につき概ね1.65平方メートル以上となっている。本市の基準としては、国の基準を上回る基準とすべき事情等はないことから、国の基準のとおりとしようとするものである。児童の集団の規模は、国の基準では「概ね40人以下とする」となっているが、本市の基準では「概ね40人以下とする」に加えて、「概ね40人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努めるものとする」としたいと考えている。その理由としては、児童を複数の集団に分ける場合、保育室を2部屋整備するということになるが、本市の学童保育室は、全て学校の校舎や敷地内に設置されており、空き教室の活用等、すぐに整備を行うことが困難であるとのことによるものからである。開所時間、開所日数及びその他については、国の基準のとおりとしようとするものである。

最後に今後の予定等であるが、条例については、現在、平成26年川越市議会第5回定例会（9月議会）に上程する予定で準備を進めているが、条例制定の事前手続きとして、6月26日から7月25日までの30日間で、基準（案）について、パブリック・コメントを実施しているところである。なお、川越市学童保育室条例についても、児童福祉法との整合性を図る必要があるため、一部を改正する条例を併せて上程する予定である。

委員

児童数の多い学童保育室について伺いたい。

教育財務課副参事

今年度当初の入室児童数では、南古谷学童保育室と牛子学童保育室が多くなっており、両学童保育室とも2部屋で行っている。

委員

両学童保育室については、適切なスペースが確保されているのか伺いたい。

教育財務課副参事

南古谷学童保育室は、プレハブ2棟で運営しており床面積は約265平方メートルである。国のガイドラインでは児童1人当たりのスペースは1.65平方メートル以上を確保することが望ましいとされており、その基準で換算すると必要なスペースは確保されている。また、牛子学童保育室においては、校舎内の教室で運営しており床面積は約192平方メートルであるが、こちらも児童1人当たり1.65平方メートル以上確保されている。

委員

学童保育室の指導員においては、保育指導の内容に温度差があると聞いたことがあるが、指導員への研修等はどのように実施しているのか伺いたい。

教育財務課副参事

指導員は教育免許状や保育士の資格を持った方等から任用しているところである。研修については、平成24年度までは指導員全員を対象に年間11回実施しており、

平成25年度からはこれまでの研修に加えて、3年未満の指導員を対象とした新任研修を実施している。また、今年度の研修については、昨年度に指導員の代表8名、教育財務課学童保育担当職員及び特任指導員で協議し、年25回程度の体系的な研修を実施することとした。内容はこれまでの指導員全員を対象とした研修に加え、10年未満の指導員を対象とした研修、10年以上の指導員を対象とした研修、各学童保育室の実践報告等の研修を新たに実施するものであり、研修を充実することにより指導員の質の向上を図ろうとするものである。

委員

学童保育室を利用している児童の割合について伺いたい。

教育財務課副参事

今年度当初の学童保育室を利用している児童は2,037名であり、児童全体の11.4%となっている。

委員

開所時間については授業のある日は1日3時間以上とのことであるが、何時まで行っているのか。

教育財務課副参事

条例では授業のある日は、午後5時30分までと規定している。なお、指導員の勤務時間は、授業のある日は午後0時20分から午後6時20分までとなっているため、実際は午後6時30分まで児童を預かることができる。

委員

おやつは出るのか。

教育財務課副参事

おやつについては、各学童保育室の保護者会が集金して提供している。市としては成長過程にある子どもたちにとって、おやつの必要性は認識しているが、毎月の誕生日会等の行事日程が各学童保育室で異なることやアレルギーの関係もあり、現在では市が提供することは困難な状況である。

委員

国の参酌すべき基準と現状が異なる点はあるのか伺いたい。

教育財務課副参事

参酌すべき基準では、児童の集団の規模において、概ね40人以下とする点が異なっており、本市の基準では、概ね40人を超える場合は、複数の集団に分けて対応するよう努めるものとしたい。

委員

学童保育室の利用者からは、どのような要望があるのか伺いたい。

教育財務課副参事

要望の主なものは、施設に関すること、おやつに関すること及び指導員に関する



ことである。施設について多いものは、学童保育室内にあるトイレである。1つのトイレの中に大便器と小便器があるため、高学年は使いづらいとの指摘である。このことについては、学校の協力を得て校舎内のトイレを使用できるよう対応しているところである。また、指導員に関しては、保育の内容が指導員によって異なるとの指摘を受けている。

委員

研修の充実について説明があったが、指導員の質の問題については、今後どのように対応していくのか伺いたい。

教育財務課副参事

先ほど説明したとおり研修を充実するとともに、今後は1日から2日の日程で学童保育室間の指導員の交流を行い、それぞれの良い点を取り入れながら全体の質の向上が図れればと考えている。

委員

学童保育料を値上げした時に市が責任を持って運営する体制を整えたが、その後良くなった点について伺いたい。

教育財務課副参事

学童保育室長を配置したことにより、現状の把握と課題への対応を全体的に行えるようになった。

委員

そのことに対する利用者の評価はどうか。

教育財務課副参事

各学童保育室の保護者の代表である保護者会長を集めた保護者会長会議を実施しているが、その中で、質の向上へ向けた研修の実施など、積極的に運営を行っているとの評価を得ている。

委員

国の基準における員数については、利用者が28人未満の小規模クラブについては、併設する施設の職員等の兼務が可能な場合には、1人でも可とするところがあるが、併設する施設とはどのようなものか伺いたい。

教育財務課副参事

本市の場合は校舎内や学校敷地内に学童保育室があるが、他市においては児童館等の中で運営している場合があり、その様な施設の事を指している。

## (12) 川越市立特別支援学校の平成27年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

平成27年度川越市立特別支援学校生徒募集については、募集人員を高等部16名、入学選考期日を平成27年1月9日とし、募集の内容については昨年度からの変更点は特にない。なお、入学選考期日については、近隣の県立特別支援学校等の

選考日を考慮した設定となっており、受検者数の確保を図ろうとするものである。

委員

昨年度の募集状況について伺いたい。

参事兼教育センター所長

昨年度は45名の応募があり、合格者は16名である。なお、合格者のうち、市内生は9名、市外生は7名となっている。

委員

合格者のうち、市内生の割合は約5割であるが、今後、市内生の割合を増やす考えはあるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

今後も市内生の割合については、同程度の割合を保っていきたいと考えている。

委員

市立特別支援学校の良さを知ってもらうために、特に市内の対象者への周知はどの様に行っているのか伺いたい

参事兼教育センター所長

保護者や地域の方に対する学校公開や作品展及び舞台発表等の行事を通じて、学校の様子を見ていただくようにしている。

委員

特別支援学校を選択されない保護者等にも、同校の良さを知っていただく取組を積極的に行うべきと考えるがいかがか。

参事兼教育センター所長

作品展示会等の行事を活用しながら良さを伝えられるよう努めていきたい。

委員

県内及び西部教育事務所管内にある市立特別支援学校数について伺いたい。また、本市の市立特別支援学校で通学距離が一番遠いのはどこから通っている生徒か伺いたい。

参事兼教育センター所長

市立特別支援学校は県内では4校、西部教育事務所管内では2校である。また、通学距離が一番遠いのは、さいたま市からである。

委員

これまでに通学に際して、事故が発生したことはあるか。

参事兼教育センター所長

事故は発生していない。

## 1.1 協議事項

### (1) 川越市いじめの防止等のための基本的な方針について

副部長兼教育指導課長

川越市いじめの防止等のための基本的な方針（案）は、国及び県の基本方針を参考し作成しているもので、前回の定例会に引き続き協議いただくものであるが、再度、概要版を基に概要について説明する。

第1章では、いじめ防止の基本理念、それに基づいた対策の方針、いじめの認知に関する方針について示している。いじめ防止の基本理念は3点の内容を挙げており、平成24年10月の市議会決議及び国の基本方針に示してある基本理念を踏まえたものとなっている。また、対策の方針については、いじめ防止の基本理念を具現化するための対策の方向性を示している。なお、第1章では本市独自の項目として、いじめを認知する際の方針を示している。これまでの本市におけるいじめ問題への取組を踏まえ、いじめ問題の解決には、未然防止とともに何よりもいじめを見逃さないことが最も重要であると考えており、同項目を設定した目的は、いじめを認知する際の基本的な方針を示し、積極的にいじめを認知していくことで、いじめ問題の早期解決及びいじめの重篤化を防止することにある。

第2章では、第1章の方針に基づく組織に関して述べている。「川越市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定されている「いじめ問題対策連絡協議会」のことで、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的としている。現在、本市では既存の「川越市青少年問題協議会」に「いじめ問題対策連絡協議会」の役割を持たせることで検討しているところである。次に、「川越市いじめ防止対策委員会（仮称）」は、同法第14条第3項に規定されている教育委員会附属の機関のことである。地域におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うことや、重大事態発生の際の調査を行うことを目的としている。

第3章では、本市が実施するいじめの防止等のための施策について述べている。

第4章では、学校が実施する対策について、学校基本方針の策定、校内いじめ対策委員会の組織、未然防止、早期発見、いじめへの対応における指針を述べている。

第5章では、重大事態における対処について示している。同法第28条では重大事態が起きた際には、学校及び市教育委員会が中心となり調査を行うことが義務付けられており、厳格な調査が行われるよう、調査の際の留意点や同法第30条の規定に基づく市長による再調査について述べている。なお、市長による再調査の機関については、現在、設置に向けて検討中である。

第6章では、いじめの防止等のための対策の検証について、基本方針の見直し及び必要な措置を講ずることが述べられている。

## 委 員

第5章の重大事態への対処において、重大事態の定義として「重大事態とは、いじめにより、児童生徒が次のような状況に至った場合」とあるが、この時点で「いじめにより」という表現は適切ではないと考える。この時点では、重大事態が発生

し事実関係を調査する段階であるため、「いじめ」という文言を削除するか、「いじめの可能性」とすべきではないかと考える。

副部長兼教育指導課長

検討していきたい。

委員

第1章のいじめの防止等に関する基本的な考え方において、基本理念を踏まえた具体的な対策の方針の中で、「児童生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする」とある。最近のことであるが、中学校の下校の際に同じ部活動であるにもかかわらず1人で帰っている生徒がおり状況を調べたところ、いじめには至っていないものの学校へ行きづらいなどの症状があった。このような状況はいじめが原因となっている場合も考えられることから、日常の小さな変化を見逃さないよう十分な対応をお願いしたい。

委員

基本的な方針では、具体的な目標値は設定しないのか。

副部長兼教育指導課長

基本方針を示すことで、各学校がいじめの防止に対して実効性を持った行動ができることを目的としていることから、当該基本方針では目標値の設定はしていない。

委員

第6章のいじめの防止等のための対策の検証については、毎年度、「川越市いじめ問題対策委員会（仮称）」において、各施策の効果を検証するとあるが、いじめが発生した時や重大事態が発生した時において、その都度検証は行わないのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

「川越市いじめ問題対策委員会（仮称）」において、その都度の検証も行っていく。

委員

いじめ問題への対応は学校だけではなく、保護者や地域が一体となって行動することが重要と考えるが、今回策定する基本的な方針は市民に対してどの様に周知していくのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

策定後は市ホームページ等により周知する予定であるが、策定前にもパブリック・コメントを実施して広く市民からの意見をいただくことを考えている。

学校教育部長

目の届かないところでのいじめは、家庭や地域の方の協力がないと発見が困難な場合がある。このため、今回の基本方針の意義や目的を市民の方へあらゆる手段で周知していくことが重要である。その中で、地域等からの情報提供を頂きながら一

体となって推進できればと考える。

委員

「川越市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」と「川越市いじめ問題対策委員会（仮称）」の役割について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

「川越市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」は、学識経験者や警察関係者等により構成され、教育委員会の取組や対策について示唆いただくものである。また、「川越市いじめ問題対策委員会（仮称）」は、いじめの防止等の対策についての分析・研究や重大事態が発生した際に学校と直接対応していくものである。

委員

当該基本方針に実効性を持たせるためには、以前から問題となっている教員の事務量の負担軽減も並行して行う必要があるものと考えがいかがか。

学校教育部長

教員の負担軽減については会議を持ちながら、部分的に負担軽減を実施している。一方、教員にとっては日々の授業や部活動などの子どものために費やす時間は大きなものであり、これを減らすことは困難である。このため、教員の状況を理解しながら推進していくことが重要であると考えている。

委員

第5章の重大事態への対処において情報発信に関する内容があるが、情報発信については重要なことである。プライバシーの配慮等を行った上で、適切な情報発信ができるよう努めていただきたい。

委員

第4章の学校におけるいじめの防止等のための対策における、いじめの未然防止の広報啓発に関することであるが、先日、建設関係者に工事の際に建物を覆うシートに「ストップいじめ」のマーク等を貼ることは可能かとの確認をしたところ、貼るものを提供いただければ検討するとのことであった。地域へのアピールのためには多くの周知方法があった方が効果的なため検討していただきたい。

## 12 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第14号から議案第17号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うことに決定した。
- (2) 議案第13号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて文化スポーツ部長及びスポーツ振興課長に補助執行させることと定められていることから、本議案の説明を文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長から行わせた。

- (3) 報告事項(1)の説明に先立ち、説明補助者として教育財務課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (4) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、長井委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は平成26年7月30日(水)午前11時開催に決定した。